

## 研究の窓

### 社会保障法学と生活保護法

生活保護制度については、いろいろな視点からの議論が盛んである。この議論を大きく分けると、一方には、生活保護の不正受給事例の相次ぐ発覚を契機として、生活保護申請時のより厳格な調査や被保護者の生活のあり方に対する行政当局のより強力な干渉を求めるものがある。高収入のある扶養義務者の存在の発覚をきっかけにマスコミが生活保護制度を大きく取り上げたことは記憶に新しいし、高額な不正受給事例が報道されるたびに世間の注目が生活保護制度に集まる。2013年の生活保護法29条の改正による福祉事務所の調査権限の拡大や、大阪市のプリペイドカードで生活扶助の一部を支給する試みなどがこうした視点からの議論に対応する。他方には、いわゆる「水際作戦」を批判する立場や、母子加算・老齢加算の廃止、生活保護基準額の引き下げなどの施策に対して反対する立場からの議論がある。こちらに対応するのは、一旦廃止された母子加算の民主党政権下での復活（2009年）を支えた運動、最高裁判決（最3小判平成24・2・28民集66巻3号1240頁等）にまで至る老齢加算廃止違憲訴訟の支援活動などがある。稼働能力のある者に対する生活保護不支給処分を争う最近の訴訟を後押しする活動等もこの類型といってよい。

生活保護制度への関心は高まっているものの、社会保障法学の立場から、他の実定法分野と比肩しうる水準で、生活保護法に関する法解釈論の構築を試みる研究の蓄積はそれほど豊富ではない。制度が生活保護法に依拠して運用されている以上、その前提には同法の解釈が存在するはずであるが、社会保障法学説がそれについての業績を分厚く積み上げているかと尋ねられれば、残念ながらイエスと答えるのは難しい。もちろん、そうした蓄積の不十分さには背景がある。生活保護実務では、制度を所管する厚生労働省が発出する通知が大きな力を持ち、県・市はそれに従って動いているということがある。また、近年は増加しているとはいえ、生活保護に関する裁判例が法解釈論の充実に結びつくほど多くないということもあろう。さらには、それ自体として完結した法体系ではなく、（すべての社会保障制度に関する法律がそうであるが）他の実定法分野（行政法、民法、労働法等）と横断的な関わりを持つため、生活保護法の解釈論を考えるにあたっては、これらの実定

法分野の議論にも目配りをした検討が求められることも、社会保障法研究者の荷を重くしている。しかし、こうした多方面への目配りは、生活保護法の解釈論の構築にあたっては避けて通れないものである。こうした課題を克服しつつ、社会保障法研究者は生活保護法に関する緻密な法解釈論を築いていく必要がある。

法解釈論の構築にあたって十分に考慮にいれるべきもう一つの点は、紛争解決規範を探求・提示するという見地からだけでなく、その後の関係者の行動にどのような影響を及ぼすかという行為規範の見地からの考察も要求されることである。後者については、制度の全体構造との整合性や、そうした行為規範が有しうる制度運営や設計のあり方に対するプラス・マイナス両面の影響等についても目配りをする必要がある。その意味では、法解釈論の構築に向けた考察を着実に進めることは、生活保護制度に関する法政策論の検討にも繋がるといえる。

最後のセーフティネットである生活保護制度を将来にわたって堅持していくためには、以上に指摘したように、多面的な考察に支えられた堅実な法解釈論を構築していくことが求められる。

岩村正彦

(いわむら・まさひこ 東京大学教授)